2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第八百八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

井振谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十六年建設省告示第二千八百三十一号で指定した井振谷に掲げる土地及び平成元年建設省告示第千三百十四号で指定した井振谷に掲げる土地の区域を除く。）

岐阜県揖斐郡池田町片山

字市場　一九七〇番三	一号
字金地谷　三〇二一番一	二号
字井振谷　三二四一番二	三号
三二四一番四	四号
三二四〇番二の四	五号
三二四一番一	六号から八号まで
三二三三八番一の一	九号から十二号まで
三二三三八番三	十三号
字寺大門　三〇二〇番三	十四号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

不動川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成二十五年国土交通省告示第六百二十号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と五号を昭和二十四年建設省告示第二百六十四号で指定した不動川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県瑞浪市釜戸町

字裏山　一〇六九番一二〇	一号から五号まで

○国土交通省告示第八百九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

千代譲川（ロ）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長崎県長崎市布巻町

字中ノ坂　一一九四番一	一号
一一九一番一	二号及び三号
一二〇八番	四号及び五号
一二〇四番	六号
一二〇二番一	七号
一一九六番一	八号及び九号
一一九六番二	十号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大宮川（二）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長崎県長崎市大宮町

二一二〇番二	一号及び二号
二一一七番五	三号
先河川敷	
二一二六番一	四号から七号まで
地先河川敷	
二一五三番一	八号
二一五二番一	九号及び十号
二一四八番	十一号
二一三二番	十二号
二一二九番	十三号
二一二八番	十四号
二一一九番四〇	十五号及び十六号
二一二〇番一	十七号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

種子田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成二十四年国土交通省告示第六百二十八号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長崎県平戸市水垂町

字迎田　一〇一番四　一号	
九〇番一	二号
八九番一	三号及び四号

○国土交通省告示第八百十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十八年六月九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　明治四十二年内務省告示第四十二号で指定した土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を明治四十二年内務省告示第四十二号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

大阪府高槻市大字原

五三三九番	一号
五三〇八番	二号
三三二番一	三号及び四号
三三四番	五号
四三五一番	六号
四三五二番	七号
三五五番一	八号
四三六四番二	九号及び十号

二　明治四十二年内務省告示第四十二号で指定した土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱十一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱十一号と二十号を明治四十二年内務省告示第四十二号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

大阪府高槻市大字原

四三七〇番二	十一号から十六号まで
三六九番一	十七号から二十号まで
三　明治四十二年内務省告示第四十二号で指定した土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱二十一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱二十一号と二十六号を明治四十二年内務省告示第四十二号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域	
大阪府高槻市大字原	
一一八七番	二十一号及び二十二号
一〇〇五番	二十三号
九九〇番	二十四号
九三七番三	二十五号
九三七番二	二十六号

四　平成二十四年国土交通省告示第七百五号で指定した同号二に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱二十七号から三十号までを順次結んだ線及び標柱二十七号と三十号を平成二十四年国土交通省告示第七百五号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

大阪府高槻市大字原

五一八〇番二	二十七号から二十九号まで
五一八一番二	三十号

五　明治四十二年内務省告示第四十二号で指定した土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線、標柱十号と十一号を明治四十二年内務省告示第四十二号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大阪府四條畷市南野六丁目

二五一九番一	一号
二五一七番二	二号
二五〇三番	三号及び四号
二五一七番一	五号
二五〇四番	六号
二五〇八番	七号
二八二八番	八号
二五一五番	九号
一二五七番二	十号
一二五二番	十一号